

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（

平成二十三年五月一日法律第三十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条及び第四十六条の規定 平成二十四

年四月一日

三・四（略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十八条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第八項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第三十条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県（同法第三十四条の規定により同法第十七条第一項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあつては、当該指定都市又は中核市）の条例で」に改める。